

越 監 公 表 第 3 号

地方自治法第199条第7項の規定により、平成31年(2019年)3月に財政援助団体監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年(2019年)5月8日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 大 野 保 司

財政援助団体監査結果報告書

I 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

平成29年度に交付された補助金等のうち次のもの。

所管部課	福祉部福祉推進課
団体名	社会福祉法人越谷市社会福祉協議会
補助金等名称	社会福祉協議会助成金

(2) 選定理由

都市監査基準に基づいて実施するリスク・アプローチによる監査にあたり、過去の財政援助団体監査の頻度、金額的・質的重要性などを考慮し、平成30年度の監査対象とした。

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、本件助成金に関する事務が法令及び規則等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証憑書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証することを目的とした。

補助金等交付事務に関するリスクアセスメントの結果及び過去の監査結果等を踏まえ、助成金交付手続及び事業実績報告の確認手続などについて主な監査の対象範囲とした。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
1 必要性の乏しい補助金等の支出が発生するリスク	(1) 所管課事務関係
	ア 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
	イ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
	ウ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。
2 過大支給・過少支給が発生するリスク	(2) 団体事務関係
	ア 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
	イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
	(1) 所管課事務関係
3 決裁の不備・誤りが発生するリスク	ア 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。
	(2) 団体事務関係
	ア 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
	イ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
ア 予算の執行は適正な権限者が行い、その手続は適正か。	

4 監査の実施内容

監査対象のうち所管課事務について、福祉推進課に対し提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等により照合、審査し、事務手続や内部統制の整備状況及び運用状況については、関係職員から説明を聴取しつつ監査を実施した。また、団体事務について、団体に対し提出を求めた決算書及び帳簿、書類等により照合、審査し、関係者から説明を聴取しつつ監査を実施した。

《監査項目》

(1) 所管課事務

- ① 助成金交付の根拠法令等の整備
- ② 助成金交付手続
- ③ 助成金支出手続
- ④ 事業実績報告書確認手続

(2) 団体事務

- ① 助成金交付申請及び請求
- ② 予算
- ③ 経理事務
- ④ 財産管理
- ⑤ 決算
- ⑥ 助成事業の成果及び精算

5 監査の期間

平成31年(2019年)2月27日(水)から同年3月26日(火)まで

II 助成金の概要

1 助成の目的

社会福祉法人越谷市社会福祉協議会は、越谷市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、各種事業を行っている。市は当該団体が実施する事業に対し助成金を交付することによって、地域福祉活動の充実・推進を図っている。

2 助成の内容

市は、社会福祉法人に対する助成の手続きを定める条例及び同条例施行規則等に基づき、社会福祉法人越谷市社会福祉協議会の事業実施に要する経費の一部を助成している。平成29年度においては、当該団体に対し、95,000,000円の助成金が交付されている。

III 監査の結果

平成29年度に福祉部福祉推進課が交付した本件助成金について監査したところ、所管課における交付事務及び財政的援助を受けた団体の出納は、おおむね適正に処理されているものと認められた。一部に是正・改善を要する点(指導事項)が見受けられたため、以下に記載する。なお、指導事項については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨の報告を受けている。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指導事項】

<所管課事務>

- 1 助成金申請書に添付すべき書類の一部が徴取されていなかったもの。
- 2 実績報告書に添付すべき書類の一部が徴取されていなかったもの。

<団体事務>

- 1 現金出納帳が作成されていなかったもの。